

## 2019年ゴールデンウィーク期間中の診療体制について

新天皇即位に伴う本年のゴールデンウィーク期間（4月27日～5月6日）は10連休となりますが、当院では下記のとおり一部の日程で通常診療いたしますので、お知らせいたします。

4月 27日（土）	通常診療
28日（日）	休診
29日（月） 昭和の日	休診
30日（火） 国民の休日	通常診療
5月 1日（水） 即位の日	通常診療
2日（木） 国民の休日	休診
3日（金） 憲法記念日	休診
4日（土） みどりの日	休診
5日（日） こどもの日	休診
6日（月） 振替休日	休診